

お客様 各位

フロン排出抑制法に関するご案内

平成27年5月

富士フイルムグローバルグラフィックシステムズ(株)

技術本部

F F G Sテクノサービス(株)

拝啓 貴社益々ご清栄の段、お慶び申し上げます。
平素は弊社製品に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
標記の件、弊社販売製品について下記の通りご案内申し上げます。
ご査収の程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

既にご承知のこととは存じますが、「フロン回収・破壊法」が全文改正され、平成27年4月1日より新たに、「フロン排出抑制法」として施行されました。現行のフロン回収・破壊に関する規則に加え、フロン製造～廃棄のライフサイクル全般に対して規制が拡大されています。

フロン(冷媒、代替フロンを含みます)を含む機器の所有者が点検を実施し、その記録を保管すること、フロンの漏洩を発見した時は速やかに修理を行い、その記録も保管することが本規制の主旨となっております。(別紙1参照)

弊社販売製品にも本規制対象となる製品(別紙2参照)がありますので、ご案内を致します。

弊社にて販売いたしました別紙2の対象機器は、いずれも7.5kw未満の定格出力となり、お客様には「簡易点検：定期的に点検を実施する」が義務付けられます。法令順守の考えの下、内容を良くご理解頂き対応いただけますようお願いいたします。

簡易点検については、経産省、各自治体のHP等をご参考としてください。

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/safety/cfc/law/kai-furonho/kiki-user.html>

また、点検簿(別紙3)の白紙を添付いたします。

なお、製品に関する不明点、あるいは、点検において異常を感じられた場合は、F F G Sテクノサービスまで遠慮なくご連絡いただけますよう、宜しくお願い申し上げます。

別紙1は下記HPから引用させていただきました。

別紙1 東京都環境局

以上